

負担金事務について

1.負担金事務の概要

区分	納付期限	内容
概算負担金	会計年度初日から45日以内 (5月15日)	前々年度の決算書に計上された給与費総額に定款で定める負担金割合及び理事長が定めた率を乗じた額により算定
確定負担金	会計年度の終了後6月以内 (9月30日)	当該年度の決算書に計上された給与費総額により算定し、当該年度概算負担金額と精算する。過納付額については、還付又は次年度の負担金に充当することとされている。

職務の種類による9種類の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に定款で定める負担金割合を乗じて得た額の合計額を負担金として計上し、報告書を提出するとともに負担金を地方公務員災害補償基金に納付する。

2.対象職員の範囲

(1)常勤職員（特別職・一般職）

(2)再任用短時間勤務職員

(3)任期付短時間勤務職員

(4)常勤的非常勤職員

常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えた者で、それ以後も同様の形態で勤務することを要する職員。

3.負担金について

(1)職員の区分

職員の区分（定款第17条の2、業務規程第33条）

職員の区分	職員の範囲	解釈
義務教育 学校職員	公立の小・中学校、盲学校・ろう学校・特別支援学校の小・中学校の職員で、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの	公立の義務教育諸学校の職員で、県がその給与を負担するものをいう。市町村、広域連合及び一部事務組合には該当がない。
義務教育学校職員以外 の 教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員、教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員	公立の大学、高等学校、幼稚園等の職員、市町村立の図書館、教育センター、給食センター等の職員をいい、公立の義務教育諸学校の用務員等もこれに含まれる。
警察職員	都道府県警の職員	「事業に従事する職員」とは当該事業の事業所において直接その業務に従事する職員のほか、当該事業に関する事務に従事する職員も含むものとする。 複数の事業を行う一部事務組合に従事する職員は、それぞれ従事する事業の区分により、それぞれ従事する職員として区分する。 この場合、これらの事業を総括する管理業務に従事する事務職員については「その他職員」に区分する。
消防職員	消防本部、消防署の職員、常勤の消防団員	
電気・ガス・水道事業 職員	電気、ガス、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業に従事する職員	
運輸事業 職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両、船舶による旅客貨物の運送事業、その他貨物取扱事業に従事する職員	
清掃事業 職員	清掃事業に従事する職員	
船員	船員法第1条に規定する船員である職員	
その他の 職員	上記職員以外のすべての職員	

(2) 給与の総額

給与の総額とは…

給与、報酬、賃金及び手当その他名称を問わず、
地方公共団体から職員へ支払われる給与の総額(実際に支給した額)
のこと。ただし「退職手当」及び「児童手当」は含まれない。

※給与総額の算出の留意点

- ①年度途中で常勤的非常勤に該当することとなった場合は、確定負担金算定時に当該職員分を含めて算定し清算すること。
- ②一部事務組合の管理者等の給与（報酬）も含めること。
- ③地方公営企業会計においては、賞与引当金を含めて算定すること。

(3) 概算負担金

① 概算負担金（規則第42条）

毎会計年度の初日から45日以内に定款で定めるところにより算定した概算負担金を、基金の定める事項を記載した報告書に添えて、基金に納付することとされている。

【提出方法】 概算負担金報告書（別紙様式第6号）

※参考資料として、前々年度の確定負担金報告書（様式第13号）の写しを添付

【納付方法】 基金の配布する納付書により振り込み

②算定方法

概算負担金 = 前々年度の給付総額 × 負担金割合 × 理事長が定める率

※報告書記入の留意点（確定負担金報告書を参照）

①**職員の総数** ……前々年度の決算に同じ

②**給与の総額** ……前々年度の決算額の給与の総額、円単位で記入する

③**負担金額** ……職員の区分別に算出し、円未満は切り捨て

④**過年度充当額** ……前々年度の概算負担金と確定負担金との精算の結果生じた過納額を該当年度の概算負担金に充当すると報告した団体については、充当額を差し引いた額が納付額となるので、誤りのないように注意する

・前々年度の確定
負担金報告書の数
字と一致すること
・円単位で記入

算 定 基 礎

区 分	職 員 数	給 与 費 総 額 A	左 の う ち 退 職 手 当 額 B	給 与 の 総 額 (A-B) C	負 担 金 割 合 D	理 事 長 が 定 め る 率 E	概 算 負 担 金 算 定 額 (C×D×E) F	備 考
	人	円	円	円			円	
義務教育学校職員					1.00 1,000	1.012		
義務教育学校職員 以外の教育職員	40	264,047,000	0	264,047,000	1.07 1,000	1.008	284,790	
警 察 職 員					3.39 1000	1.008		
消 防 職 員					2.45 1,000	1.012		
電気・ガス・水道 事業職員	6	45,594,809	0	45,594,809	1.65 1,000	1.002	75,381	
運輸事業職員					1.95 1,000	1.012		
清掃事業職員					4.18 1,000	0.992		
船 員					4.12 1,000	1.014		
その他の職員	130	512,257,689	0	512,257,689	1.08 1,000	1.023	565,962	
計	176	821,899,498	0	821,899,498			926,133	

①給与の総額(C)×負担金割合(D)
= G(円未満切り捨て)
②G×理事長の定める率(E)
= 概算負担金算定額(円未満切り捨て)

負担金割合は3年に1度、
理事長が定める率は毎年
変わります。(12月頃通知)

円未満は
切り捨て

この負担金算定額を
報告書上半分の左上
「概算負担金算定額 A」
に記入する

- (注) 1 「義務教育学校職員」及び「警察職員」の欄は、市町村、一部事務組合等は該当がないこと。
2 「義務教育学校職員以外の教育職員」の欄には、教育委員会の事務職員、公立義務教育諸学校の用務員等が含まれること。
3 「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」及び「給与の総額」の欄には、前々年度の決算に計上されたものを記入すること。ただし、新設された地方公共団体等は、当該年度の予算に計上されたものを記入すること。
4 「給与費総額」の欄には、児童手当は含まれないこと。
5 「理事長が定める率」の欄には、理事長通知で定められた地方公共団体等は、理事長が別に定めた率を用いること。
6 年度途中(4月1日以外の日)に新設合併した場合で次のとおりとすること。
① 新設団体に係る数値をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別業にして作成すること。
(例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市(旧A市相当分)とC市(旧B市相当分)に分割し、それぞれ別業とする。
② 「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」の欄には、合併した年度の予算に計上された職員数、給与費総額、退職手当額を合併関係団体の前々年度の決算に計上された給与の総額(C欄に記載されるべき金額)で按分した数値を記入すること。
③ 「負担金割合」の欄には、当該合併年度における合併前の負担金割合を記入すること。
7 メリット制適用団体にあつては「負担金割合」をメリット負担金率に適宜修正の上、積算すること。

(注意！) 負担金割合、理事長が定める率は、
算定前に必ず職員の区分ごとの割合及び率を
通知文で確認してください。

理事長が別に定めた率を用いることとされた地
方公共団体等については、上記3ただし書きに関わらず、

令和 6 年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書

		算定基礎のF欄 (概算負担金算定額)		地方公共団体等名		〇 〇 市	
概 算 負 担 金 算 定 額 A		926,133 円		※ 分 割 納 付	第 1 期 分 (5月15日まで)		
過 年 度 か ら の 充 当 額 B		12,033 円			第 2 期 分 (7月31日まで)		
概算負担金納付額 (A - B)		914,100 円			第 3 期 分 (11月30日まで)		
納 付 年 月 日		令和 〇 年 〇 月 〇 日			今 回 納 付 額		
納 付 の 時 期 及 び 方 法	振 込 み	振 込 銀 行 名	銀行	支店	備 考		
		振 込 先 銀 行 名	沖縄	銀行 県庁出張所			
	振込み以外の送金方法					報告書作成者の所 属 課、係 名 〇〇課 〇〇係 職、氏 名 主事 沖縄 太郎 電 話 番 号 000-0000(内線)000 FAX 000-0000	

前々年度の確定負担金報告時に充当希望を選んだ場合に記入

分割納付を承認された団体のみ記入

・納付年月日は納付予定日又は納付期限を記入
・振込銀行名の記入も忘れずに

地方公務員災害補償法施行規則第42条の規定に基づき、上記のとおり、令和 5 年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書を提出します。

報告年月日 令和 6 年 〇 月 〇 日
地方公共団体等名及び長名 〇〇市長 △△ △△
地方公務員災害補償基金 沖縄県 支部長 殿

担当者名、連絡先は必ず記入してください

- (注) 1 標題及び本文中の〔 〕欄には、普通・特別の別を記入すること。
2 ※印の欄は、概算負担金の分割納付を承認された地方公共団体等のみ記入すること。
3 年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体にメリット制適用団体が含まれているときは、当該合併年度分については、新設団体の概算負担金をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別業にして作成すること。（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別業とする。この場合、「地方公共団体等名」の欄には、C市（旧A市相当分）又はC市（旧B市相当分）と記入すること。

(4)確定負担金

①**確定負担金**（規則第46条）

毎会計年度の終了後 6 ヶ月以内において、当該年度の決算に基づいて算定した確定負担金報告書を基金に提出することとされており、これに基づいて概算負担金との差額を精算する。

【提出書類】

- ア 確定負担金報告書（様式 1 3 号）
- イ 確定負担金算定基礎内訳
- ウ 決算書又は人件費明細書等の写し等、算定基礎の内訳の根拠となる資料（該当部分にマーカーする）

【納付方法】 基金の配布する納付書により振込

②算定方法

$$\text{確定負担金} = \text{当該年度の給与の総額} \times \text{負担金割合}$$

※報告書記入の留意点

①**職員の総数** ……決算書に計上された常勤職員及び常勤的非常勤職員数

②**給与の総額** ……決算書に計上された給与の総額、円単位で記入する

③**負担金額** ……職員の区分別に算出し、円未満は切り捨て

④概算負担金との過不足額の精算

ア 過納が生じた場合

過納が生じた場合は、その過納額は原則として当該団体に還付するものとするが、特に次年度の概算負担金に充当することを希望する団体については、その旨を確定負担金報告書の所定の欄に希望事項を記入すること。

イ 不足額が生じた場合

不足額が生じた団体については、確定負担金の提出とあわせ、不足額を支部長が指定した日までに、基金が配布する納付書により振り込むこと。

ただし、不足額の総額が100円未満の場合は納付する必要はないが、報告書は必ず提出すること

令和5年度確定負担金算定基礎の内訳

常勤的非常勤職員に係る賃金等を含む

歳出決算書に基づいて計上すること
但し、議員等非常勤職員分は除くこと

手当のみを計上している款項目があるので見落とさないこと

確定負担金報告書算定基礎の欄のA,B,C欄の額と一致すること

区分	支出科目	職員数	給料 a	職員手当等 b	児童手当 c	退職手当 負担金 d	給与費総額 e(a+b+c+d)	退職手当 f	給与の総額 g(e-d)
		人	円	円	円	円	円	円	円
その他	議会費	5	10,815,665	6,831,000	-		17,646,665	-	17,646,665
	一般管理費	85	173,131,533	173,051,748	540,000		345,643,281	62,503,079	283,140,202
	税務総務費	31	54,132,569	38,054,007	-		92,186,576	-	92,186,576
	戸籍住民基本台帳費	20	37,197,844	25,209,635	-		62,407,479	-	62,407,479
	選挙管理委員会費	2	3,618,000	2,282,000	-		5,900,000	-	5,900,000
	〇〇議員選挙費	0	-	3,962,500	-		3,962,500	-	3,962,500
	統計調査総務費	3	4,540,700	3,119,300	-		7,660,000	-	7,660,000
	社会福祉総務費	15	28,693,776	20,033,177	120,000		48,606,953	-	48,606,953
	商工総務費	4	8,415,200	3,893,100	-		12,308,300	-	12,308,300
	土木総務費	21	38,160,196	27,574,745	180,000		65,554,941	-	65,554,941
小計	特 国保一般管理費	35	73,529,580	51,904,351	120,000		125,313,931	12,512,608	112,801,323
		221	432,235,063	355,915,563	960,000		787,190,626	75,015,687	712,174,939
義務教育学校職員以外の教育職員	事務局費	12	32,641,875	32,107,715	60,000		64,689,590	15,832,037	48,857,553
	小学校管理費	15	25,680,940	17,885,688	-		43,566,628	-	43,566,628
	中学校管理費	7	12,951,504	9,309,840	-		22,261,344	-	22,261,344
	幼稚園費	14	24,307,233	16,426,342	-		40,733,575	-	40,733,575
	社会教育費	20	41,911,812	23,101,494	60,000		64,953,306	-	64,953,306
	保健体育総務費	8	15,994,387	11,136,280	-		27,130,667	-	27,130,667
		76	153,487,751	109,967,359	120,000		263,335,110	15,832,037	247,503,073
	小計								
水道事業職員	水道原水・浄水費	3	5,285,044	2,716,110	-		8,001,154	-	8,001,154
	配水・給水費	3	6,952,546	4,011,380	-		10,963,926	-	10,963,926
	小計	6	12,237,590	6,727,490	-		18,965,080	-	18,965,080
総合計		303	597,960,404	472,610,412	1,080,000		1,069,490,816	90,847,724	978,643,092

・決算書に計上された数字と一致すること
・円単位で記入

当該年度(R5年度)
の負担金割合

当該年度(R5年度)の
概算負担金報告書の
額を記入する

算 定 基 礎

区 分	職 員 数	給与費総額 A	左のうち 退職手当 額 B	給与の総額 (A-B) C	負 担 金 割 合 D	確定負担金 算 定 額 (C×D) E	概算負担金 算 定 額 F	差引過不足額 (E-F) G	備 考
	人	円	円	円		円	円	円	
義務教育学校職員	0	0	0	0	$\frac{1.00}{1000}$	0	0	0	
義務教育学校職員 以外の教育職員	76	263,335,110	15,832,037	247,503,073	$\frac{1.07}{1000}$	264,828	195,623	69,205	
警 察 職 員	0	0	0	0	$\frac{3.39}{1000}$	0		0	
消 防 職 員	0	0	0	0	$\frac{2.45}{1000}$	0		0	
電気・ガス・水道 事業職員	6	18,965,080	0	18,965,080	$\frac{1.65}{1000}$	31,292	17,532	13,760	
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	$\frac{1.95}{1000}$	0		0	
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	$\frac{4.18}{1000}$	0		0	
船 員	0	0	0	0	$\frac{4.12}{1000}$	0		0	
そ の 他 の 職 員	221	787,190,626	75,015,687	712,174,939	$\frac{1.08}{1000}$	769,148	565,278	203,870	
計	303	1,069,490,816	90,847,724	978,643,092		1,065,268	778,433	286,835	

円未満は
切り捨て

(注) 1 「義務教育学校職員」及び「警察職員」の欄には、市町村、一部事務組合は該当がないこと。
2 「義務教育学校職員以外の教育職員」の欄には、教育委員会の事務職員、公立義務教育諸学校の用務員等が含まれること。
3 給与費総額には児童手当は含まれないものであること。

円未満は
切り捨て

令和5年度確定負担金（〔普通〕負担金）報告書

		地方公共団体等名		〇〇市	
確定負担金算定額 A	1,065,268 円	過納の場合	※還付希望	振込先銀行名	銀行 支店
概算負担金算定額 B	778,433 円			口座名	
差引過不足額 (A-B)	不足 286,835 円 過納△			口座番号	
				振込み以外の送金方法	
※ 次年度分への充当希望				令和 7 年度負担金へ充当	
不足分の納付額	286,835 円	備考			
不足分の納付年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日				
振込の場合	振込銀行名	〇〇 銀行 〇〇 支店	報告書作成者の 所属課、係名 〇〇課〇〇係		
	振込先銀行名	沖縄 銀行 県庁出張所	職、氏名	主事 〇〇 〇〇	
	振込み以外の送金方法		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇 (内線)	

R5年度概算負担金
報告書の概算負担
金算定額を記入

不足か過納か
選択する

不足の場合はここを記入し、
不足額について納付を行う。
※100円未満は納付は不要だが
報告書の提出は必要

過納の場合はここを記入し、
還付か、次年度の概算負担金
への充当かを選択する。
還付の場合は銀行情報の記入
を行う。

・納付年月日は
納付予定日又は
納付期限を記入
・振込銀行名の記入
も忘れずに

地方公務員災害補償法施行規則第46条の規定に基づき、上記のとおり、令和4年度確定負担金（〔普通〕負担金）
報告書を提出します。

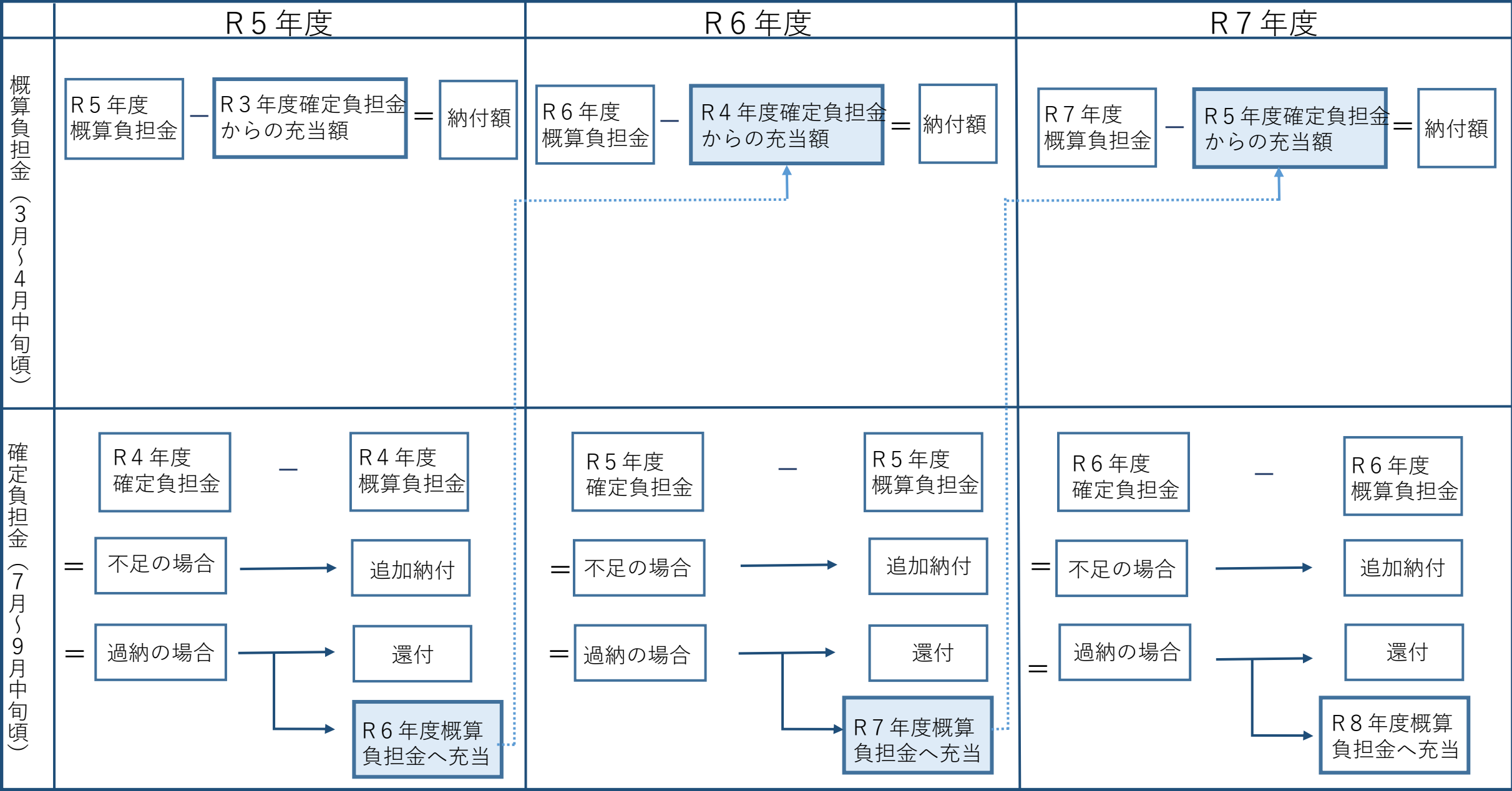
報 告 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公共団体等名及び
長 〇〇市長 〇〇 〇〇〇

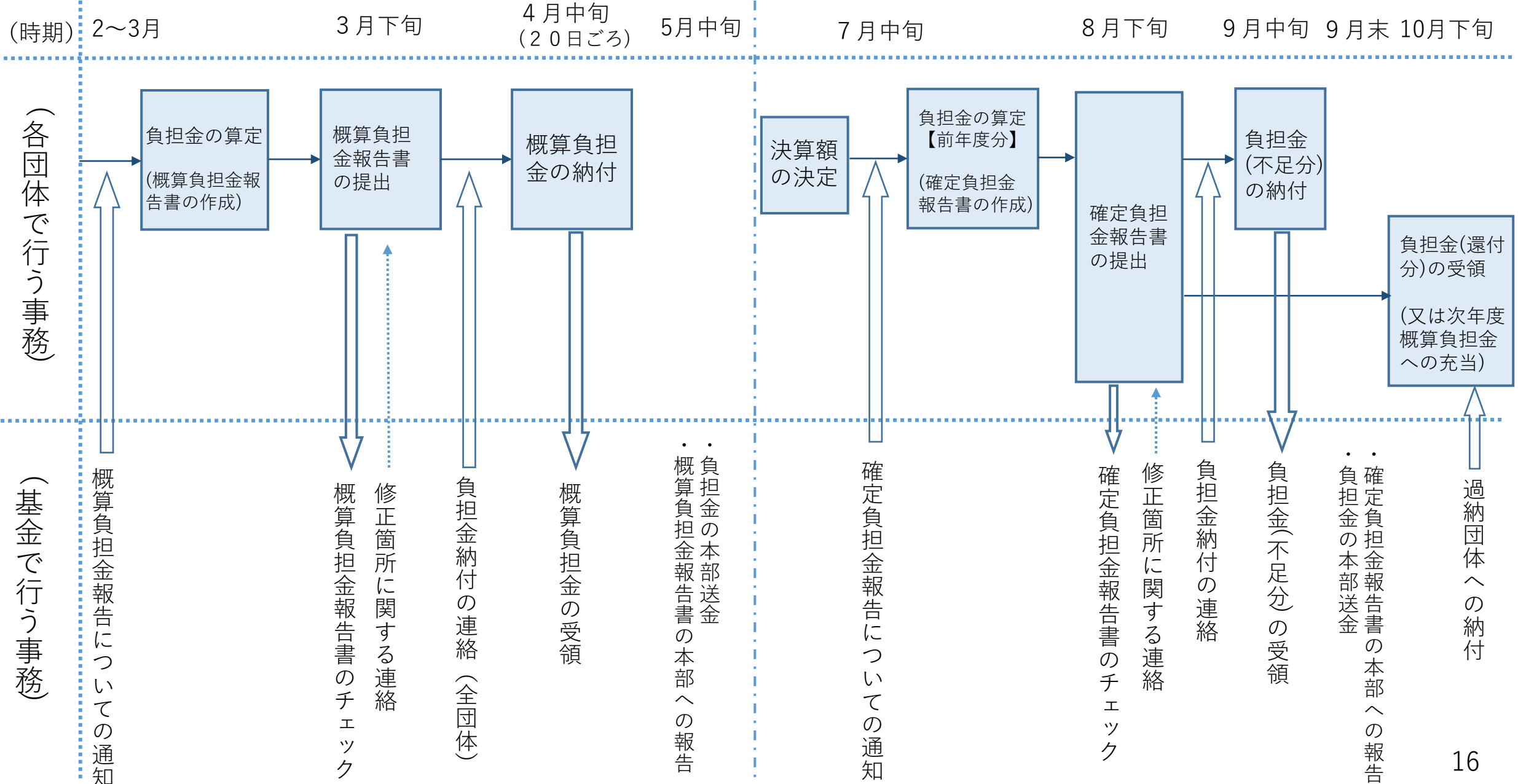
地方公務員災害補償基金 沖縄県 支部長 殿

(注) 1 標題及び本文中の〔 〕の欄には、普通・特別の別を記入すること。
2 「差引過不足額」の欄には、「不足」・「過納」のうちいずれか該当するほうを○で囲むこと。
3 「差引過不足額」の欄の不足額が100円未満の場合は納付は必要としないこと。ただし、この報告書は、必ず提出すること。
4 「不足分の納付額」が「差引過不足額」の欄の不足額と異なる場合は、不足額が100円未満の場合を除き、「備考」の欄にその理由を記入すること。
5 「過納の場合」の欄は、「還付希望」・「次年度分への充当希望」のうちいずれか希望するほうの欄の※印を○で囲み、当該欄に必要事項を記入すること。
6 年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体にメリット制適用団体が含まれているときは、当該合併年度分については、新設団体の
確定負担金をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別業にして作成すること。（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合
は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別業とする。この場合、「地方公共団体等名」の欄には、C市（旧A市相当分）又は
C市（旧B市相当分）と記入すること。▲
7 和暦表記とすること。

負担金の算定及び納付のフロー



負担金事務の流れ（市町村、一部事務組合）



負担金事務の流れ（沖縄県）

(時期) 2～3月

3月中旬

4月下旬
(25日ごろ)

7月中旬

8月上旬 8月下旬 9月上旬

9月中旬

(各部局等で行う事務)

(職員厚生課で行う事務)

負担金の算定
(概算負担金算
定基礎の内訳
の作成)

概算負担
金算定基
礎の内訳
の提出

各部局等から
総務事務セン
ターへ納付書
の提出
(教育委員会、
病院事業局、
企業局、
県警本部以外)

概算負担金
の納付
(総務事務セン
ター、
教育委員会、
病院事業局、
企業局、
県警本部)

※地方公務員災害
補償基金沖縄県支部
への納付

決算額
の決定

負担金の算定
【前年度分】
(確定負担金
算定基礎の
内訳の作成)

確定負担
金算定基
礎の内訳
の提出

・確定負担金
算定基礎の内
訳（端数調整
済み）の提出
・各部局等か
ら総務事務セ
ンターへ納付
書の提出
(教育委員会、
病院事業局、
企業局、
県警本部以外)

負担金(不足
分)の納付
(総務事務セン
ター、
教育委員会、
病院事業局、
企業局、
県警本部)

※地方公務員災害
補償基金沖縄県支部
への納付

概算負担金基礎の内訳の提出依頼

概算負担金(端数調整済み)の
納付手続き依頼
修正箇所に関する連絡
概算負担金基礎の内訳のチェック

概算負担金報告書の提出

確定負担金基礎の内訳の提出依頼

確定負担金(端数調整済み)の
精算手続き依頼
修正箇所に関する連絡
確定負担金基礎の内訳のチェック
(端数調整)

確定負担金報告書の提出

メリット制（平成22年より導入）

(1)メリット制の概要

基金の定款で定める負担金率は職種区分ごとに一律ですが、メリット制適用団体においては、任命権者の公務災害防止のための取組みを促すことにより公務災害の減少を図り、また、負担の公平をはかるため、各団体の職員区分ごとに、メリット制適用事業年度の前々事業年度から過去3事業年度の間(以下「メリット収支率算定期間」という。)の補償等の給付費(補償の支給額と福祉事業の支給額の合計額(以下「補償給付費」という)と負担金の割合(以下「収支率」という。))が当該職員区分の基準値を上回り、または下回る場合には、±20パーセントの範囲内で定款で定める負担金割合を引き下げまたは引き上げる、メリット制を適用することとしている

(2) メリット制適用団体及び職員区分

①適用団体(業務規程第33条の2第1項)

適用団体は、次のとおりになります。

- ・ 都道府県
- ・ 指定都市
- ・ 中核市
- ・ 特例市
- ・ 特別区
- ・ 指定都市、中核市又は特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合

(以下「指定都市等加入一部事務組合」という)

→以上のことから、令和7年度現在で沖縄県支部において

メリット制が適用されるのは沖縄県と那覇市のみです。

(那覇市以外の市町村、及び一部事務組合等は対象外)

②適用職種(業務規程第33条の2第3項)

都道府県(沖縄県)における適用職員区分は次のとおりです。

義務教育学校職員

義務教育学校職員以外の教育職員

警察職員

電気・ガス・水道事業職員

その他の職員

※船員は、メリット制の対象ではない